

広島高速道路公社は、有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに
関する省令（平成十一年建設省令第三十八号。以下「省令」という。）第二条第一項の規定
に基づき、有料道路自動料金収受システム（以下「ETCシステム」という。）を使用して
道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二条第五項に規定する料金の徴収を行う
ことを次のとおり公告する。

なお、ETCシステムを利用した料金の徴収のうち、ETCコーポレートカード（省令第
二条第二項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道
路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式
会社及び公社等が公告したETCシステム利用規程（以下「ETCシステム利用規程」とい
う。）に規定するETCカードのうち、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会
社及び西日本高速道路株式会社の定める手続きにより貸与を受けたETCカードをいう。）及
びETCパーソナルカード（ETCシステム利用規程に規定するETCカードのうち、東日
本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株
式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社の定める手続きにより貸与
を受けたETCカードをいう。）を利用した料金の徴収は、西日本高速道路株式会社に委任
する。

平成二十年四月十四日

広島高速道路公社理事長 田 原 克 尚

一 ETCシステムを新たに使用する料金所名

福田料金所、馬木料金所、温品料金所、宇品料金所及び沼田料金所

二 ETCシステムを使用して料金の徴収を開始する日時

平成二十年四月十五日 午前零時

三 ETCシステム利用規程

省令第二条第二項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中
日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡
高速道路株式会社及び公社等が公告したETCシステム利用規程による。